

議案第57号

富士見市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
富士見市国民健康保険条例（昭和34年条例第1号）の一部を改正する条例を別紙
のとおり制定する。

令和6年9月3日提出

富士見市長 星野光弘

提案理由

国民健康保険法の一部改正等に伴い、富士見市国民健康保険条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市国民健康保険条例の一部を改正する条例

富士見市国民健康保険条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第14条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。